令和３年
12　　月　舟橋村議会定例会会議録（第３号）

令和３年１２月１７日（金曜日）

議　　　事　　　日　　　程

令和３年１２月１７日　午前１０時００分　開議

日程第１　議案第３９号　舟橋村立保育所設置条例制定の件から議案第４６号　令和３年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）まで並びに請願第１号　令和４年度からの学童保育運営に関する請願書及び陳情第２号　「最低賃金の引上げ及び中小企業への支援拡充を求める意見書」採択の陳情及び陳情第３号　米軍機の低空飛行訓練に抗議し、中止を求める意見書採択の陳情
（常任委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第２　議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

追加日程第１　議員提出議案第２号　令和４年度からの学童保育運営に関する意見書の提出について、議員提出議案第３号　最低賃金の引上げ及び中小企業支援拡充を求める意見書の提出について
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

追加日程第２　選挙第７号　三郷利田用水市町村組合議員選挙について

本　日　の　会　議　に　付　し　た　事　件

議事日程のとおり

出席議員（６名）

１番	古　川　元　規	君
２番	良　峯　喜久男	君
３番	加　藤　智恵子	君
５番	森　　　弘　秋	君
６番	竹　島　貴　行	君
７番	前　原　英　石	君

欠席議員（１名）

４番　杉田雅史君

説明のため出席した者の職・氏名

村長	古越邦男君
教育長	早川誠一君
総務課長	松本良樹君
生活環境課長	田中　勝君
代表監査委員	川﨑正夫君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	松本良樹
事務局係長	喜田義樹

午前１０時００分　開議

〇副議長（古川元規君）　杉田議長から令和３年１２月１４日付で、本日の欠席届が提出されました。同日付で受理したことをここにご報告いたしますとともに、私、副議長が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員数は６人です。定足数に達しておりますので、令和３年１２月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第３９号から議案第４６号まで並びに

請願第１号及び陳情第１号、陳情第２号

〇副議長（古川元規君）　日程第１　議案第３９号　舟橋村立保育所設置条例制定の件から議案第４６号　令和３年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）まで並びに請願第１号　令和４年度からの学童保育運営に関する請願書及び陳情第２号「最低賃金の引上げ及び中小企業への支援拡充を求める意見書」採択の陳情及び陳情第３号　米軍機の低空飛行訓練に抗議し、中止を求める意見書採択の陳情の１１件を一括議題とします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、各常任委員長から委員長報告が提出されており、その審査結果はお手元に配付のとおりです。

（常任委員長報告）

〇副議長（古川元規君）　各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長　前原英石君。

〇総務教育常任委員長（前原英石君）　皆さん、おはようございます。

私のほうから総務教育常任委員長報告をさせていただきます。

本定例会におきまして、総務教育常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第４０号　舟橋村に副村長を置かない特例に関する条例廃止の件、議案第４２号　舟橋村国民健康保険税条例一部改正の件、議案第４３号　令和３年度舟

橋村一般会計補正予算（第５号）のうち当委員会所管部分であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、賛成多数をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情案件について審査結果をご報告いたします。

陳情第２号　「最低賃金の引上げ及び中小企業への支援拡充を求める意見書」採択の陳情については、採択とするものであります。

陳情第３号　米軍機の低空飛行訓練に抗議し、中止を求める意見書採択の陳情については、不採択とするものであります。

以上をもちまして、総務教育常任委員長報告といたします。

○副議長（古川元規君）　次に、産業厚生常任委員長　竹島貴行君。

○産業厚生常任委員長（竹島貴行君）　産業厚生常任委員長報告を行います。

本定例会におきまして、産業厚生常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第３９号　舟橋村立保育所設置条例制定の件、議案第４１号　舟橋村国民健康保険条例一部改正の件、議案第４３号　令和３年度舟橋村一般会計補正予算（第５号）のうち当委員会所管部分、議案第４４号　令和３年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、議案第４５号　令和３年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）、議案第４６号　令和３年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第１号　令和４年度からの学童保育運営に関する請願書については、採択とするものであります。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長報告といたします。

○副議長（古川元規君）　以上をもって、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

（質　　疑）

○副議長（古川元規君）　これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古川元規君）　質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討　　論）

○副議長（古川元規君）　これより、各案件に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

２番　良峯喜久男君。

○２番（良峯喜久男君）　反対討論。舟橋村で生まれて６８年、古越村長と小学校、中学校の９年間を共に学び、社会に出てからも舟橋村の文化・スポーツ大会等の行事に共に活動をしてきた良峯から、苦渋の決断で、議案第４０号、舟橋村に副村長を置かない特例に関する条例廃止について、反対の討論させていただきます。

舟橋村に副村長を置かない特例に関する条例につきましては、平成３１年３月定例会において、前金森村長から議会最終日に追加提案され、当時の村議会議員全員出席の中で採決に付され、議長を除く全員の賛成にて可決をしております。

このときの提案理由では、行政組織及び財政改革の一環として、地方自治法第１６１条第１項の規定に基づき、当分の間、副村長を置かないということが説明され、議会としては本提案に賛同するとともに、村の行財政改革に一定の成果が出るまで、議会としてしっかりその取組を見定めていくことになったものと聞いております。

当時の議会に参加していない１回生議員の私が発言することは甚だ僭越ではございますが、古越村長が本年１月に新たに村長に就任され、金森村政から１年も経過しない今、現時点で、副村長を置かない特例の条例制定に当たり掲げられた村の行財政改革が進んだとは、とても言える状況ではありません。

古越村長が、副村長時代に中心となり進めてこられた第１期地方創生事業は、地方創生特別委員会としてまとめた政策意見書の中で、多額の事業費を要したにもかかわらず、事業成果と言えるものが実質ないと感じられる。住民には事業成果と言えるものが実質ないと感じられているという意見が挙げられています。

さらに、本年４月から始まった第２期地方創生事業では、人事を一新し、新たな取組をスタートされたばかりであり、その成果を見いだすのはまだ先のことと思われます。

その取組の中で、村長自らが自分の足で村内を巡回され、住民の意見をじかに聞かれ、住民目線での地に足のついた行政改革を行い、目に見える形で成果が確認された上で、改めて副村長を置くことを検討することが、さきの議会での採決の趣旨に沿うことであ

るものと考えます。

また、今般の提案に賛意を示されている議員から、令和４年度からの施行との意見があるにもかかわらず、令和４年１月１日から実施されることにこだわられる明確な説明がいまだなされていない状況においての賛成はできません。

さらに、副村長を置くことにより年間１，３００万余りの支出が新たに生じ、これに税金が拠出されることになります。一方で、村内の各自治会から毎年５万、１０万程度の要望が上げられてくる案件が置き去りにされることは、到底住民の理解が得られるとは思えません。

さらに、副村長予算の原資を交付税等々から充当されると言っておられますが、コロナ禍において税収が落ち込むことが予想されている中、安定的な財源をしっかり確保できる見込みは現時点ではありません。議会に対し、交付税をはじめとする財源がコロナ禍においてもしっかり確保できる見通しを示していただかなければ、無責任な承認を行うことはできないものと考えます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に終息し、コロナ後における村民の生活が安定したときに、改めて必要性についての説明をしっかりされた上で検討することが現時点では最良と考えたいと思いますので、今回提案された条例案については反対とさせていただきます。

○副議長（古川元規君）　以上で通告による討論を終わります。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古川元規君）　討論がないようですから、これで討論を終わります。

（議案の採決）

○副議長（古川元規君）　これより、採決いたします。

まず、議案第３９号　舟橋村立保育所設置条例制定の件ついて採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（古川元規君）　起立全員であります。

よって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４０号　舟橋村に副村長を置かない特例に関する条例廃止の件について採決します。

この案件に対する総務教育常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（古川元規君）　起立少数であります。

よって、議案第４０号は否決されました。

次に、議案第４１号　舟橋村国民健康保険条例一部改正の件について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（古川元規君）　起立全員であります。

よって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４２号　舟橋村国民健康保険税条例一部改正の件について採決します。

この案件に対する総務教育常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（古川元規君）　起立全員であります。

よって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４３号　令和３年度舟橋村一般会計補正予算（第５号）について採決します。

この案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（古川元規君）　起立全員であります。

よって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４４号　令和３年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（古川元規君）　起立全員であります。

よって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４５号　令和３年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（古川元規君）　起立全員であります。

よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４６号　令和３年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（古川元規君）　起立全員であります。

よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

（請願・陳情の採決）

○副議長（古川元規君）　次に、請願第１号　令和４年度からの学童保育運営に関する請願書について採決します。

この請願に対する産業厚生常任委員長の報告は採択であります。

この請願について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（古川元規君）　起立全員であります。

よって、請願第１号については採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第２号　「最低賃金の引上げ及び中小企業への支援拡充を求める意見書」採択の陳情について採決します。

この陳情に対する総務教育常任委員長の報告は採択であります。

この陳情について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（古川元規君）　起立全員であります。

よって、陳情第２号については採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第３号　米軍機の低空飛行訓練に抗議し、中止を求める意見書採択の陳情について採決します。

この陳情に対する総務教育常任委員長の報告は不採択であります。

この陳情について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（古川元規君）　起立多数であります。

よって、陳情第３号については不採択とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前１０時１８分　休憩

午前１０時１９分　再開

○副議長（古川元規君）　ただいまの出席議員数は６人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日　　　程　　　の　　　追　　　加

○副議長（古川元規君）　お諮りします。ただいま竹島貴行君から議員提出議案第２号　令和４年度からの学童保育運営に関する意見書の提出について、森弘秋君から議員提出議案第３号　最低賃金の引上げ及び中小企業支援拡充を求める意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第２号及び議員提出議案第３号を追加日程第１として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古川元規君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第２号及び議員提出議案第３号を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

議員提出議案第２号、議員提出議案第３号

○副議長（古川元規君）　追加日程第１　議員提出議案第２号　令和４年度からの学童保育運営に関する意見書の提出について、議員提出議案第３号　最低賃金の引上げ及び中小企業支援拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

（提案理由の説明）

○副議長（古川元規君）　まず、竹島貴行君より提案理由の説明を求めます。

６番　竹島貴行君。

○６番（竹島貴行君）　私のほうから、議員提出議案第２号、令和４年度からの学童保育運営に関する意見書の提案理由説明を行います。

令和４年度から学童保育事業は村が民間に運営を委託することが決まっており、委託先事業者は運営方針の利用希望者を集め、説明会を開催しました。その内容は利用希望保護者に多大な不安を与えることになり、保護者たちは事業運営を利用者ニーズに沿ったものを要望するため署名活動を行い、議会へ請願書として提出されました。

請願書は、請願者を含め村内外から３０９名、内訳は村内１６７名、村外１４２名の署名を添え、これまで見られなかった住民要望として見える化が図られたものであります。

学童保育は公設民営サービスであり、当然、利用者のニーズが反映されたものでなけ

ればサービスとは言えません。また、住民から選挙で選出されて議会に身を置く議員として、この請願を重く受け止めることは当然のことであります。

村には、学童保育事業が住民の要望に沿ったものになるよう、村が主体となって運営されるよう要望します。また、それがかなわないのであれば、村が責任を持って学童保育施設と村民交流の場を設けるべきであります。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出するものであります。

よろしくお願いします。

○副議長（古川元規君）　次に、森弘秋君より提案理由の説明を求めます。

５番　森　弘秋君。

○５番（森　弘秋君）　私は、前原英石君、古川元規君の賛同をいただき、議員提出議案第３号、最低賃金の引上げ及び中小企業支援拡充を求める意見書を提出するものであり、その提案理由の説明を申し上げます。

ご存じのとおり、我が国は現在、コロナ禍の深刻な経済状況で、非正規雇用やフリーランスで働く労働者の失業や減収が深刻である中、国民の生活を底上げし、民間消費を喚起して地域経済を回復させる上で、最低賃金の引上げは喫緊の課題である。このことから、中小企業への支援強化の上、最低賃金を大幅に引き上げることや地域間格差を是正することなどを強く求めるものであります。

よって、舟橋村議会として国会及び政府関係機関の長にこの意見書を提出するものであります。

○副議長（古川元規君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

（質　　疑）

○副議長（古川元規君）　これより、それぞれの案件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古川元規君）　質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討　　論）

○副議長（古川元規君）　お諮りいたします。両案件については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古川元規君）　ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古川元規君）　討論がないようですから、討論を終わります。

（採　　決）

○副議長（古川元規君）　これより採決いたします。

まず、議員提出議案第２号　令和４年度からの学童保育運営に関する意見書の提出について採決します。

議員提出議案第２号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（古川元規君）　起立全員であります。

よって、議員提出議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第３号　最低賃金の引上げ及び中小企業支援拡充を求める意見書の提出について採決します。

議員提出議案第３号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（古川元規君）　起立全員であります。

よって、議員提出議案第３号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出方法については、議長にその取扱いを一任されるようお願いいたします。

日　　程　　の　　追　　加

○副議長（古川元規君）　お諮りします。選挙第７号　三郷利田用水市町村組合議員選挙について、これを日程に追加し、選挙第７号を追加日程第２として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古川元規君）　ご異議なしと認めます。

したがって、選挙第７号を日程に追加し、追加日程第２として議題とすることに決定しました。

選　　挙　　第　　７　　号

○副議長（古川元規君）　追加日程第２　選挙第７号　三郷利田用水市町村組合議員選挙についてを議題としたいと思います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古川元規君）　ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古川元規君）　ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

三郷利田用水市町村組合議員に

舟橋村竹内４６９番地２　喜　田　義　孝　君

舟橋村竹内３０４番地　　尾　島　健　夫　君

の２名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました喜田義孝君、尾島健夫君を三郷利田用水市町村組合議員の当選人にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古川元規君）　ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました喜田義孝君、尾島健夫君が三郷利田用水市町村組合議員に当選されました。

議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

○副議長（古川元規君）　次に、日程第２　議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件について議題といたします。

本件については、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から閉会中における所管事務の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古川元規君）　ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査の申し出一覧

委員会名	所管事務調査事項
議会運営委員会	1　議会の運営に関する事項 2　議会関係の条例及び規則に関する事項 3　議長の諮問に関する事項
総務教育常任委員会	1　村政の重要施策の推進に関する事項 2　防災対策の強化に関する事項 3　行財政の効率的な運営に関する事項 4　学校教育の充実に関する事項 5　スポーツ、生涯学習及び地域文化の振興に関する事項 6　消防の充実、強化に関する事項 7　他の常任委員会に属しない事項
産業厚生常任委員会	1　生活環境及び道路交通網の充実に関する事項 2　村民の健康維持、増進に関する事項 3　住民福祉の増進に関する事項 4　農業の振興対策に関する事項 5　商工業及び観光の発展に関する事項

村長挨拶

○副議長（古川元規君）　以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

村長　古越邦男君。

○村長（古越邦男君）　一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案８案件につきまして、条例案件１件を除きご同意、可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

今議会では、子育て世帯への臨時特別給付金に係る補正予算を提出させていただきました。今回の補正では５万円分の費用を計上させていただきましたが、残りの５万円分につきましても専決処分をさせていただきまして、児童手当受給世帯に対しまして、今月２７日に１０万円を一括で支給する予定としております。

副村長の件につきまして、ご同意いただけなかったことは大変残念に思っておりますが、議員の皆様のご意見を真摯に受け止め、再度検討させていただきたいというふうに考えております。

終わりに、議員の皆様には、時節柄、健康に十分ご留意をされますようご祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。

閉　　会　　の　　宣　　告

○副議長（古川元規君）　これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和３年１２月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前１０時３３分　閉会